

【新設】（特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定）

66の13-6 措置法第66条の13第8項及び第9項の規定を適用する場合において、特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。

【解説】

- 1 連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い、連結子法人のうち特定の法人については、一定の資産について時価評価損益を計上することとされている（法61の11、61の12）。また、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った法人についても、一定の資産について時価評価損益を計上することとされている（法62の9）。

これらと同様の趣旨から、本制度に規定する特別勘定を設けている法人が、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ次に定める特別勘定の金額を益金算入することとされている（措法66の13⑧⑨）。

 - (1) 特別勘定を設けている法人が連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価を行う法人に該当する場合 連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の終了時の特別勘定の金額
 - (2) 特別勘定を設けている法人が自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った場合 非適格株式交換等の直前の時の特別勘定の金額
- 2 これらの場合に特別勘定の金額が1,000万円未満であるときは益金算入しないことになっており、その適用に当たり、本通達では、この1,000万円未満であるかどうかの判定については、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに行うべきものであることを明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の98-6）を定めている。